

産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領 改正の概要

1 許可申請等に係る取扱いについて

以下の内容について、改正を行いました。

- ① 電子車検証の写しの提出を不要としました。
- ② 原本の提出を求めている書類について、許可事務を行う機関が異なる申請又は届出を同時に行う場合、原本を産業廃棄物処分業の許可申請書又は届出書に添付することで、産業廃棄物収集運搬業の許可申請書又は届出書にはコピーを添付すれば足りることとしました。

2 その他

要領記載の一部内容について、表現を明確にする改正を行いました。

【施行期日】

令和6年4月1日